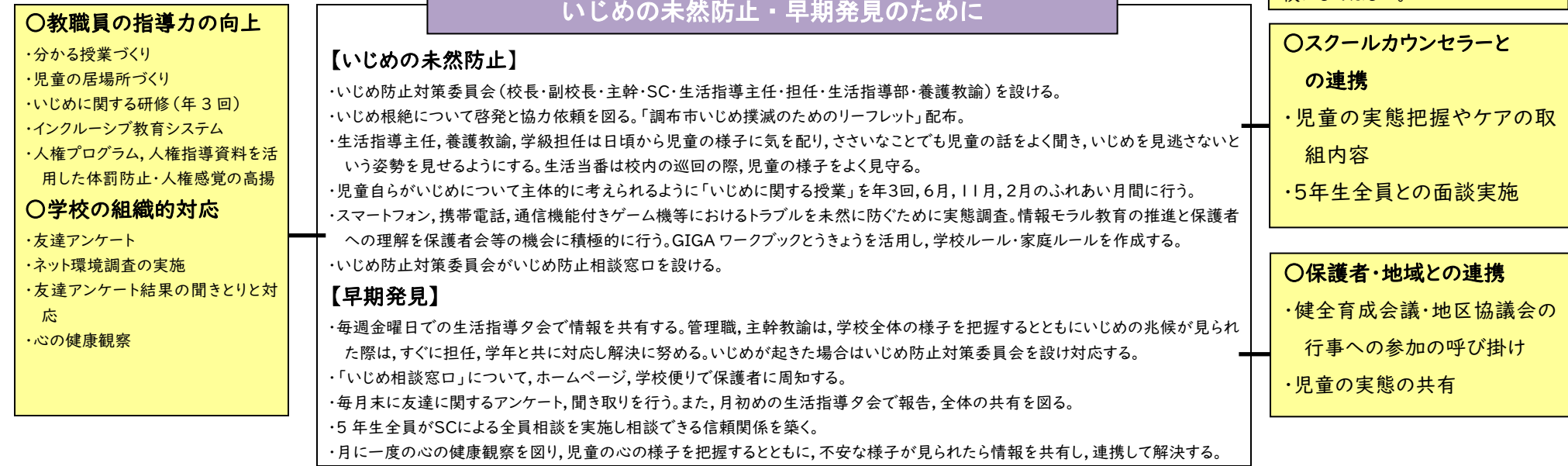
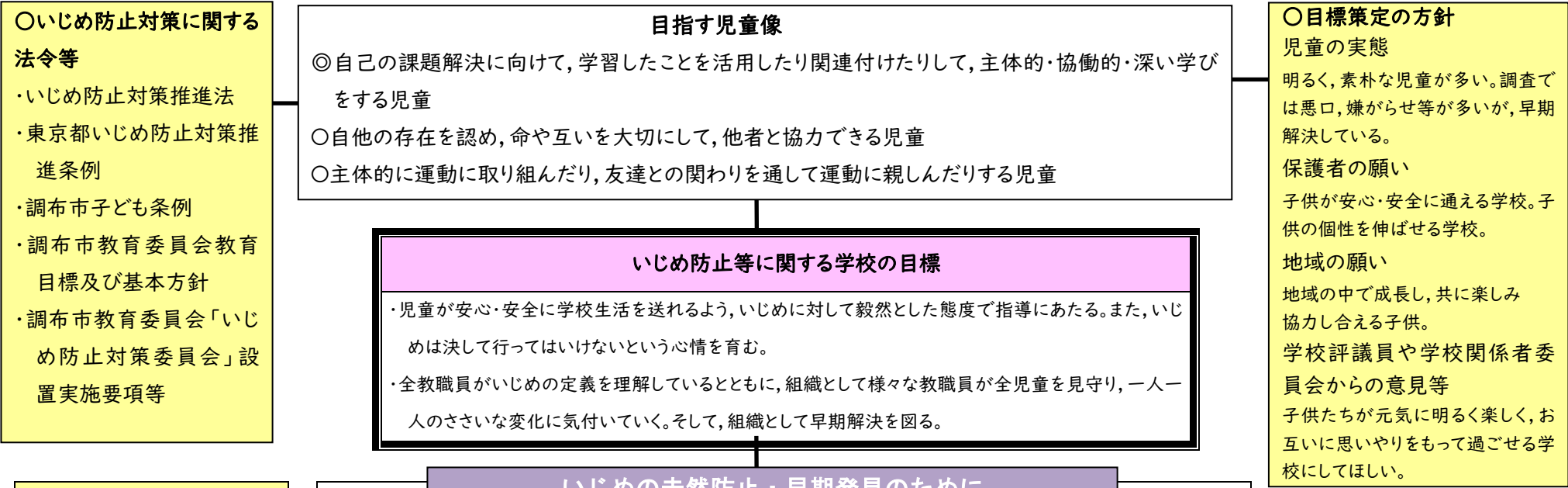


調布市立調和小学校「学校いじめ防止対策基本方針」



具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）		
生活指導主任会報告内容の場合（学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に話し合い、対応する場合）		
①実態把握の観点 ・月一回友達アンケートを実施し、実態を把握する。 ・毎週金曜日夕会で、児童の実態を共有する。また、月初めの生活指導夕会では、いじめ案件について対応や経過等を教職員で共有する。 ・ささいなことであっても変化を見つけたら、学年で共有し、管理職、生活指導主任にも報告する。 ・専科・のがわ教室とも連携を図る。 ・保護者からの相談を積極的に受け入れ	②指導・支援の基本姿勢 校長・副校長・主幹・SC・担任・生活指導主任・生活指導部・養護教諭でいじめ対策委員会を構成。 ・いじめが起きた場合は、該当学年、スクールカウンセラーを含め対応をする。 ・被害児童、加害児童の聞き取りと学級児童への聞き取りを並行して行う。 ・保護者を含めて話し合いをする。	③＜被害児童の支援＞ ・いじめられたことによって傷つけられた自尊感情を保護し、回復できる働きかけをする。スクールカウンセラーの派遣。 ・安心して通えるような場づくり ・プライバシーの保護と情報提供 ＜加害児童の指導＞ ・保護者と連携した指導を行い継続的に保護者に助言をする。 ・相手への謝罪。 ・行為の責任の自覚を促す。
生活指導主任会報告内容の場合（学校で重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合）		
●関係諸機関との連携 連携機関⇒（指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等） いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めた時はためらうことなく警察署と相談する。また必要に応じて各関係諸機関との連絡を密にし、専門家の判断を仰ぐ。		

* 重大事態への対処
●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順 ↓ ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。 ②被害児童への緊急避難措置の検討、実施 ③加害児童への懲戒や出席停止の検討 ④警察や児相等との連携 ⑤緊急保護者会の開催

年間指導計画												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	国語…正しい言葉遣い。言語で伝え合う大切さ。社会…様々な人で社会が構成されていること。算数…友達のを考えを聞くよさに気付く。 理科…生命の尊さ, 不思議さに気付く。音楽…声を合わせる。旋律を聞き合う。図工…友達の作品のよさを認め合う。 普通救命講習(第6学年)「人権週間」											
生活指導	調和小ルールの確認		ふれあい月間		ふれあい月間				ふれあい月間			
	友達アンケート(毎月)		あいさつ週間						薬物乱用防止			
	セーフティ教室・情報モラル教室											
学校行事	入学式	校外学習	ハケ岳移動教室		スポーツ			学習発表会		卒業式		
	始業式	日光移動教室		フェスティバル			道徳授業地区公開講座		いじめに関する授業(年3回)			
特別活動	集団生活のルール		6年生を送る会									
	1年生を迎える会		たてわり班集会(6月~2月末) ※計7回									
道徳科	個性の伸長 友情, 信頼 善悪の判断, 自律, 自由と責任 生命の尊さ 相互理解, 寛容 国際理解, 国際親善 公正, 公平, 社会正義 いのちと心の教育月間											
家庭・地域	保護者会	あいさつ運動	保護者会	個人面談	地域懇談会			保護者会	耐寒マラソン		保護者会	
	JSL 開校式	調布市防災教育の日		サマーフェスタ		野川クリーン作戦		健全ソフトボール大会		JSL 閉校式		